

# 「お気軽セミナー」 の お知らせ

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 (平成 30 年 11 月 16 日時点)

労働行政における最近のトピックスや新しいガイドラインなどについて、毎回、ひとつのテーマに絞って、その「内容を知ろう」というセミナーです。鳥取労働基準監督署のご協力をいただいて、講師に毎回 1 時間でひとつのテーマについて概要などを説明していただきます。

平成 30 年度は計 7 回を計画しています。

(期日は変更する場合があります。適宜、ホームページでご確認ください。)

月 日	曜日	内 容 (テーマ)	参加者数
7 月 24 日	火	改正労働基準法 (案) の概要	5 名
8 月 28 日	火	過重労働による健康障害を防ぐために	5 名
9 月 26 日	水	治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン	5 名
10 月 19 日	金	仕事と介護の両立支援について	4 名
11 月 16 日	金	副業・兼業の促進に関するガイドライン	3 名
12 月 20 日	木	同一労働同一賃金ガイドライン	
2 月 19 日	火	無期転換ルール	

- ・ 毎回、午前 9 時～10 時の 1 時間です。
- ・ セミナー会場は鳥取県労働基準協会会館の 2 階です (鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地)。
- ・ お気軽セミナーには会員・非会員にかかわらず誰でもご参加いただけます。
- ・ 参加費は無料です。
- ・ 使用する資料は東部支部で毎回提供いたします。資料部数準備の必要がありますので、ご参加いただく方は開催日の 1 週間程度前までにご連絡をお願いいたします。(ご連絡は電話で会社名と参加者名をお知らせいただければ結構です。Tel 0857-52-5060 )

**働き方改革関連法が成立しました**  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行  
(令和2年におけるパートタイム・有期雇用労働法の施行は、2021年4月1日)

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者※1、派遣労働者）について、以下の①～③を統一的に整備します。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も対象となることとなります。  
① 就業の必要がなくなった場合の雇止めに関する法律（労働法）の改正（パートタイム・有期雇用労働法）により改正されます。

**改正の概要**

① 不合理な待遇差をなくするための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者と間で、基本給や賞与などの給与の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン※2を策定し、このような待遇差が不合理に偏したものを是正します。

※2 令和2年4月1日施行のため、令和2年4月1日以前に発生したものは、令和2年4月1日以後に発生したものと同等に扱われます。令和2年4月1日以後に発生したものは、令和2年4月1日以後に発生したものと同等に扱われます。

**均等待遇規定** ※2の①の通りを準拠して、不合理な待遇差を禁止します (労働法第15条)。②の①の通りを準拠して、不合理な待遇差を禁止します (労働法第15条)。

**均等待遇規定** ※2の②の通りを準拠して、不合理な待遇差を禁止します (労働法第15条)。

**均等待遇規定** ※2の③の通りを準拠して、不合理な待遇差を禁止します (労働法第15条)。

就業の必要については、下記のいずれかを確保することを義務化します。  
【1】 一定の要件を満たす労働協約による待遇  
【2】 一定の要件を満たす労働協約による待遇  
★併せて、派遣先となる場合、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を強化します。

【改正前→改正後】 ○：廃止あり △：廃止なし ×：規定の緩和や明確化

	パート	有期	派遣
均等待遇規定	○ → △	○ → ○	△ → ○+均等協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+均等協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

厚生労働省・都道府県労働局

お気軽に、その時々的重要な行政動向等について情報をつかんでおこう、具体的な対応方法のイメージをつかんでおこうという趣旨で開催するものです。鳥取労働基準監督署の幹部の方々等に、毎回 1 テーマを 1 時間でわかりやすく説明していただきます。ご興味を持っていただけるテーマの回には、お気軽な気持ちでご参加いただきますよう、ご案内いたします。